

時事新報

第三千八百十八號
明治廿四年五月十三日 水曜日
舊曆辛卯四月六日 (己亥)
出版時間
日 午前六時三十分
月 午前八時三十分
入 午前八時三十分
出 午前八時三十分
西曆一千八百九十一年

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價
運送料廣告料ハ左ノ如キ
一 二號〇一月前金五十圓〇三月前金一圓五十圓〇六月前金三
〇〇一年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ寄附スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一
〇月十五錢ノ運送料ヲ申付
時事新報廣告料前金

一行五號字	廿四行	一日限	六日限	七日以上		
一行	二行	付	十二行	十一行	十行	五行

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り
時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月
前金八圓にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費
を申受く可し

時事新報

暴行者の吟味

露國皇太子殿下の御遊幸に就ては天皇陛下にも取敢へ
ず御見舞として昨日京都へ御敬賀あらせられたる程の
次第にして此一事以て我全國上下の人心が太子の御不
幸を悲しむの情を表するに足る可し抑も今回の事たる
實に意外の變にして唯驚くの外なく嗚呼山野に待し
て不意に岩石の崩落に遭ひ猛獸の襲來を受けたるが如
く海に航して横關の破裂したるが如く風波の難に出逢
ひたるが如く何人も豫想せざる所にして只管その不幸
を悲しむの外ある可らず思ふに今回太子の御來遊に際
し我帝室を始として一般の人民に至るまでも歡待奉迎
の用意に他念なく満腹の赤心を披て國寶を迎へんとし
たる其眞情は既に天下に表白する所にして之を疑ふも
のほなる可し然るに其半途にして不慮の變に接し吉
凶忽ち地を換へたるは國寶の御身に取つての御災難は
申上るまでもなく斯くまで心に盡したる我帝室を始
り奉り全國の民心に於ても残念至極の事にして其不幸
を悲しむの情は更に一層の深さを感ぜざるを得ず即ち
此情は全國上下一般に感へ同ふする所あり而して事
して此極に至らしめたるものは恐みても餘りある一狂
人の暴動あるが故に今度の動靜にもある如く速に其暴
行者を處罰し善隣の好意を全ふして上下共に甘心する
ふと一般の希望されども切その暴行者の人と爲りに至
りては實に今回の事件に大關係あるものなれば之を討
するに先ちて精密の吟味を遂ぐるふと必要なる可し蓋
し斯る折柄には往々浮説流言の傳はるふと少からず
して或は其暴動を目して政敵の爲めに發狂したるもの
からんかど云ふものなきを保つ可らずと雖も我輩の所
見を以てすれば犯人は全く生理上の癡狂にして政治上
には毫も關係なきものと斷言せざるを得ず既に新聞紙
上の記載に據るも暴行者は從前兩三回も發狂やうの事
ありしよしにして今度の事に就ても必ず癡狂の所爲と
認む可し根據に乏しからざれば此際先づ適當の醫師を
して其心身の有様より更に調べて遺傳血統の如何をも
診察鑑定せしめられたらば或は其真相を究めて生理上の癡
狂人たることを發見するに至るふとある可し聞く所に
據れば犯人も他の刀を棄てて負傷後からずと云ふ今

日に當り事の次第を明にして疑を決す可きものは
醫師の鑑定如何に存するものあれば異れども大切に
治療を加へ置き處罰に先ちて相當の手續を盡し暴行者
の果して生理上眞成の狂人たることを證明し以て少し
く全國人心の鬱抑を慰せんふと我輩の切に希望する所
なり

詔勅

五月十一日午後九時内閣總理大臣伯爵
板方正義ヲ御前ニ召サセラル左ノ通り勅諭アラセラル

今次朕カ敬受スル露國皇太子殿下來遊
セラル、ニ付朕及朕カ政府及臣民ハ國
賓ノ大禮ヲ以テ歡迎セントスルニ際シ
圖ラサリキ途大津ニ於テ難ニ遭ハセラ
ル、ノ警報ニ接シタルハ殊ニ朕カ痛惜
ニ堪ヘサル所ナリ亟カニ暴行者ヲ處罰
シ善隣ノ好誼ヲ毀傷スルコトナク以テ
朕カ意ヲ休セシメヨ

○内務大臣の訓令 一昨十一日官報號外を以て詔勅の
發布あるや同時に内務大臣は左の訓令を發したり
内務省訓令第七號

○警視廳 北海道廳 府縣
今回御來遊ノ露國皇太子殿下本日遊覽縣下大津ニ於テ
兇徒ノ爲ニ難ニ遭ハセラルニ付天皇陛下ハ殊ニ聖
慮ヲ憐メセラルニ際シ詔勅ヲ發セラルニ付ハ聖慮ヲ
奉體シ向一層嚴重ニ注意ヲ加ヘ同殿下御滞在在ハ勿論
御通行ノ途次ト雖萬一ノ不都合無之様日夜警察ヲ嚴密
ニシテ警備ノ實ヲ舉クルコトヲ勉メシ

○明治廿四年五月十一日 内務大臣伯爵西郷從道
露國皇太子殿下御遊幸 (京都五月十二日午前一時
四十分特派員木下立安氏發至急電報)

露國皇太子殿下は昨十一日午後一時半大津より京都に
歸らせらるる途中大津字下小唐崎町に於て警備の巡查
滋賀縣守山警察署警備三重縣士族津田三藏サールにて
皇太子殿下の頭部の御且の上より類に掛け長さ三寸
計り切り付けたり居合せたる者兇行者の首のあたりを
切り直に捕縛したり皇太子殿下の負傷せらるるやあた
りの店先に懸打懸け給ひ神色自若として鮮血淋漓の中
に御車を離らせらるる有栖川宮殿下を始め内外人孰れも
洗滌切當せざるは無し宮は手づから殿下を介抱せらる
其場に於て直ちに御車を離し一旦滋賀縣廳に引返され
午後四時半馬場發の臨時汽車にて京都常盤ホテルに歸
らせらるる殿下の御負傷は微傷にて御歸館の際に御傷み
も無く平生の通り御負傷の時は人力車に召して一列の
眞先に進ませられたるあり夜に入り神戸發泊の露國軍
艦水兵三百名皇太子殿下護衛の爲め京都に來る大津分
營より兵士百名前後來着せり天皇陛下御見舞として
當地に御臨幸の噂あり

○御負傷の模様 一昨十一日午後五時三十分發にて滋
賀縣知事より其筋へ達したる電報ありとて同日の官報
號外に見えたるは左の如し

露國皇太子殿下御容體 露國皇太子殿下縣廳にて御
手當の午後三時五十分の特發汽車にて西京へ御歸
りあり停車場までの御途中は人力車にて御徐行御精

又十一日夜七時三十分在京都式部官廳廳長太郎氏よ
り皇后宮大夫香川敬三氏へ報し越したる電報に據れば
露國皇太子殿下の御負傷は左の二箇所あり
一は九センチメートル (凡そ我が二寸七分)
一は七センチメートル (同二寸一分)
右の電報は復は皇后陛下の御心を悩ませられて之を愈
じ給ひたるものなりと承る

又同夜八時三十分京都より沖滋賀縣知事が内務大臣へ
宛て發したる電報は左の如し
御負傷は頭蓋骨には達せざる由傷二箇所の内一箇所
は九センチメートル、一箇所は七センチメートルな
り蓋し一刀にて切りしものから午後十時半御療治
濟む只今の御氣分宜しき方なり

○兇漢を切付けたる者 一御先導の警備ありと先きに
滋賀縣知事の報道官報號外に現はれしが昨十一日午
後八時四十分發にて宮内大臣へ達したる同知事の電報
は前報を是正したり即ち左の如し

兇行者津田三藏ヲ切付ケタルハ御先導警備部ナル旨
電報發シ置キカ右ハ警備部ニアラシテ露國皇太
子殿下ノ人力車夫カ兇行者ヲ引倒シタル際取落セ
マノニテ他ノ車夫カ切附ケタルモノニ附キ正誤ス
(以上五項は昨日の時事新報號外再録)

○川上中將の電報 昨十二日午前一時在京都露國皇太
子殿下接待掛川上陸軍中將より其筋へ達したる電報
は左の如し

露國皇太子殿下昨十一日午前八時京都を人力車にて
御發車大津諸所御遊覽の末滋賀縣廳にて御發車午後
二時前縣廳御發車に六七町なる大津京町御通行の際
右側ある途上警備の巡查津田三藏ある者突然抜刀皇
太子殿下に切り付け帽子を通し右の御髪の上を後
ろより前へ掛けて二箇所の疵あり察するに一刀にて
斬れしものあり暫く路傍の小店にて出血を止め御休
帯を纏ひたる上靜かに縣廳に御戻りありて暫く御休
憩京都大坂等の醫者へ電報を發したり夫より馬場停
車場より汽車にて京都へ御着五時十五分頃御旅館へ
御歸り相成り直ちに御治療に取掛りたるに御負傷は
頭蓋までには達せず疵口一箇所は長さ九センチメー
トル一箇所は七センチメートルとの診察あり只今御
治療濟にて御氣分は確あり銀籍者は希臘國親王殿下
杖にて打倒されたる所へ何者か銀籍者へ重傷を負は
せたり是は只今取調べ中右申す

○有栖川宮殿下へ御出張 昨十一日午前十一時警備の汽
車にて有栖川宮殿下は副官砲兵少佐補瀬幸彦氏
と隨へ露國皇太子殿下御見舞の爲め京都へ御出發あら
せられたり

○前後三回の臨時汽車 一昨日の電報宮内省に達する
や北白川宮殿下は差當り主上御名代として新橋午後四
時四十五分發露國府津行の列車にて御出發あらせられ同
所より臨時汽車を發し昨日午前五時三十分名古屋發
西行の汽車に乘り管されば右列車は午前十一時に京都
へ到達する都合あり又第二の臨時汽車は内務外務兩大
臣池田高木等の國手を乘せて午後九時新橋を發したる
が是又昨日の十二時には京都へ着し又昨日午前六時三
十分發天皇陛下の御乘列車は三十分前發したる神戸
行列車を大船にて乗越し直行する筈に付昨夜九時には
京都へ御安着相成るべき御都合ありと云へり

○九時間の御安眠 昨十二日午前七時京都府知事より
外務省へ達したる電報に依れば皇太子殿下には今尙は

御目覺に相成
報には只今御
せられ至極御
する御模様も
○貴族院議員
も痛く哀憐を
蒙りせられ
在京の貴族院
て總代と出發
○露國皇太子
露國皇太子
○露國皇太子
露國皇太子

○東京株式取
引取り夜半一
に派遣するよ
る爲り暫時
車にて右の大
午前十時よ
に歸する候
○組合會の延
會を催す筈
面を會員に
拜啓本日露
忍入候次大
會及懇親會
知相成度此
明治廿四

○露國人の
留する露國
又は一個人
して京都へ
○祝典延引
業日に相當
に係る打掃
ありしも一
め俄に右の
○ウランホ
接し露國政
點するもの
今回の事

○露國皇太子
日臨時休
明治廿四

○露國皇太子
日臨時休
明治廿四

○露國皇太子
日臨時休
明治廿四

○露國皇太子
日臨時休
明治廿四

○露國皇太子
日臨時休
明治廿四

○露國皇太子
日臨時休
明治廿四

○露國皇太子
日臨時休
明治廿四

○露國皇太子
日臨時休
明治廿四

○露國皇太子
日臨時休
明治廿四

○露國皇太子
日臨時休
明治廿四

○露國皇太子
日臨時休
明治廿四

○露國皇太子
日臨時休
明治廿四

○露國皇太子
日臨時休
明治廿四

○露國皇太子
日臨時休
明治廿四

○露國皇太子
日臨時休
明治廿四

○露國皇太子
日臨時休
明治廿四

○露國皇太子
日臨時休
明治廿四

○露國皇太子
日臨時休
明治廿四

○露國皇太子
日臨時休
明治廿四

○露國皇太子
日臨時休
明治廿四